

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

改正	現行
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略)</p> <p>4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略)</p> <p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請 ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略)</p> <p>5～26 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い</p>	<p>医政発第0612004号 平成15年6月12日 (一部改正 平成27年 3月31日)</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について</p> <p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略)</p> <p>4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略)</p> <p>(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請 ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略)</p> <p>5～26 (略)</p> <p>第3 当面の取扱い</p>

1 (略)

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

(1)～(2) (略)

(3) 基幹型臨床研修病院のうち、災害等やむを得ない理由により前記第2の5(1)オの指定基準を2年以上にわたり満たさない場合であっても、研修医が在籍しており、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。

(4) 前記第2の5(1)チにおける「2年間臨床研修を行ったことに相当する実績」について、平成30年度に開始しようとする臨床研修においては、申請までの準備期間がこれまでよりも8ヶ月短くなることから、当該実績が2年間臨床研修を行ったことに相当するものでない場合であっても申請できるものとする。この場合、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会にて指定の可否を判断するものであること。

3 (略)

第4～第5 (略)

第6 改正履歴

1. (略)

2. 改正

平成17年	2月	8日
平成17年	10月	21日
平成18年	3月	22日
平成19年	3月	30日
平成20年	3月	26日
平成21年	5月	11日
平成22年	4月	14日
平成23年	3月	24日
平成24年	3月	29日
平成26年	3月	31日
平成27年	3月	31日
平成28年	7月	1日

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

第4～第5 (略)

第6 改正履歴

1. (略)

2. 改正

平成17年	2月	8日
平成17年	10月	21日
平成18年	3月	22日
平成19年	3月	30日
平成20年	3月	26日
平成21年	5月	11日
平成22年	4月	14日
平成23年	3月	24日
平成24年	3月	29日
平成26年	3月	31日
平成27年	3月	31日